

(議長)

平成29年度江差町各会計予算並びに関連議案について、質疑は昨日すべて終了致しましたので、これから質疑の終了した各議案について、討論採決を行います。

討論採決は条例先議であります。

まず、日程第1、議案第15号、平成29年度江差町財政調整基金の処分について、討論採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第15号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第2、議案第17号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第17号については、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第3、議案第18号、江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

(議長)

ご異議ありませんか。異議ありませんか。ご異議ありませんか。あるとか、ないとか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第18号については、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第4、議案第19号、江差町税条例等の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第19号については、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第5、議案第20号、町税コンビニエンスストア収納に伴う督促手数料廃止の関連条例の整理に関する条例の制定について、討論採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第20号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第6、議案第21号、江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第21号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第7、議案第22号、江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第22号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第8、議案第23号、町道路線の認定について、討論採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第23号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第9、議案第24号、江差町ほか2町学校給食組合を組織する町の数減少及び江差町ほか2町学校給食組合規約の変更について、討論採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第24号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第10、議案第25号、江差町ほか2町学校給食組合を組織する町の数減少に伴う財産処分について、討論採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第25号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

10時40分まで休憩致します。

(休憩中)

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

日程第11、議案第6号、平成29年度江差町一般会計補正予算について、討論採決を行います。一般会計予算について、討論採決を行います。

(議長)

まず、原案に賛成の方の討論を許します。

反対だ。

まず、原案に反対の討論を許します。反対希望ありませんか。

(議長)

ありませんので、次に、原案に賛成の方の討論を許します。討論希望。

「塚本議員」。

「塚本議員」

はい。

第1回江差町定例会における平成29年度町政執行方針並びに予算編成に対し、賛成の立場で発言させていただきます。

冒頭、私自身、江差町議会議員として、これまでも町理事者に対し様々な角度で質問をして参りましたが、照井町政と議会が政策課題の議論を大に行い、まちづくりの課題解決や方向を決めていく、それが議会の場であることを強く感じている次第であります。

照井町政の掲げた主要施策に対し、賛成の立場で討論させていただきます。

1点目として、地場産業の振興、とりわけ一次産業の農業では、新たな農地流動化促進対

策、江差町農業者への農地の集積が期待されます。漁業では、栽培漁業に積極的に取り組む姿勢は、漁業者の今後の希望となっております。今後は、より新たな高収益作物へのチャレンジや漁業栽培への拡大、水揚げ魚種の高付加価値を推進して頂きたい。

2点目ですが、観光対策においては、北の江の島構想の推進が具体的に動き出し、かもめ島周辺の拠点整備が観光客対策として大いに期待されるところであります。今後はさらに、体験型観光や食の観光、ガイド体制を強化し、加えて最大の課題である宿泊施設の誘致にも力を入れるべきと考えるところであります。また、今後、日本遺産の認定が期待されるところであります。

3点目は、長年の懸案事項でありましたひのき荘改築整備で、民活民営方針により、移管法人が決定し、経済的、生活環境に恵まれないお年寄りが安心して暮らせる施設運営になるよう望むところであります。

4点目ではありますが、まちづくり推進交付金の活用であります。空き店舗の利活用、宿泊施設の建設にむけた支援は、大きな誘導策になるものと考えます。また、ハード系事業のみならず、ならず、まちづくりや人材育成の観点で、北海道教育大学との包括連携協定により、ソーシャルクリニック事業が始まり、新たな視点で地域の活性化を期待するところであります。

5点目として、農業・漁業・商工業による若者連携事業により、若者の新たな産業間の在り方の議論が始まっております。

最後に、交付税が国勢調査による人口数値がベースとなり、大幅に歳入が減少する訳ですが、一方ふるさと納税の取り組み等、新たな財源対策も効果が出てきております。更に、企業版ふるさと納税の取り組みが期待されます。

江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基軸に、江差町の文化や歴史、北海道にはない地域資源をまちづくりに生かす取り組みは、大きな江差町の戦略となると考えます。照井町長が、古くて新しい江差、これの前進と進化に向け、政策を推進していくことを期待し、私の賛成討論とします。議員各位の賛同を宜しく申し上げ、私の発言を終わります。

(議場内拍手)

(議長)

他に討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。この採決は起立によって行います。議案第6号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第12、議案第16号、平成29年度江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の処分について、討論採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、議案第16号については、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第13、議案第7号、平成29年度江差町国民健康保険費特別会計予算について、討論採決を行います。討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、討論なしと認め、直ちに採決致します。

議案第7号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第14、議案第8号、平成29年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について、討論採決を行います。討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと、討論希望なしと認め、直ちに採決致します。
議案第6号について、議案第8号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案8号については、原案のとおり可決致しました。

(議長)

次に、日程第15号、議案第9号、平成29年度江差町介護保険特別会計予算について、討論採決を行います。討論希望ございませんか。

(議長)

討論希望なしと認め、直ちに採決致します。
議案第9号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第16、議案第10号、平成29年度江差町公共下水道事業特別会計予算について、討論採決を行います。討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ございませんので、討論なしと認め、直ちに採決致します。
議案第10号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第17、議案第11号、平成29年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について、討論採決を行います。討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、直ちに採決致します。

議案第11号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第18、議案第12号、平成29年度江差町港湾整備事業特別会計予算について討論採決を行います。討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、直ちに採決致します。

議案第12号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第19、議案第13号、平成29年度江差町奨学金特別会計予算について、討論採決を行います。討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、直ちに採決致します。

議案第13号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

議案第13号についてハ、原案に賛成の方の挙手を求めます。

全員であります。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第20、議案第14号、平成29年度江差町水道事業会計予算について、討論採決を行います。

討論希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、直ちに採決致します。

議案第14号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第21、発議第1号、指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書の提出を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案についてはお手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第1号について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、発議第1号については、原案のとおり決しました。

(議長)

次に、日程第22、発議第2号、過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める意見書の提出について、を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案についてはお手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

発議第2号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第23、発議第3号、無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進を求める意見書について、を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案についてはお手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決

したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、発議第3号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第24、発議第4号、テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）創設に反対する意見書の提出について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。提案者である小野寺議員から提案理由の説明の申し出がありましたので、これを許可致します。発言は、簡単明瞭にお願い致します。

小野寺議員、提案理由の説明をお願いします。

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。ただいま提案ありました、テロ等組織犯罪準備罪いわゆる共謀罪創設に反対する意見書について、なるべく簡潔明瞭に趣旨説明、提案説明を。

(議長)

端的に。

「小野寺議員」

したいと思います。

あの実は、新聞報道でもご存知かと思いますが、この2、3週間、政府そして与党との関連で、若干動きがありました。それで、私共出した時点ではまだ動きが分からない部分もありました。それも踏まえて、書面に無い部分を簡潔に説明したいと思います。

その前にまずこのカッコ、カッコのいわゆる共謀罪であります。簡単に言いますと、共謀の共、複数、2名以上が謀、はかりごと、計画を立てる、その段階で罪、犯罪とみなす。つまり、既におこされた罪を犯罪として取り締まるのではなくて、その前段の段階、相談する、計画をする、それを複数で、2人以上でいた場合にはそれを罪とみなす、というのがこ

のいわゆる共謀罪であります。先程言いました、政府それから与党との関係では、このテロ等という言葉を外す、外さないということで実はありましたが、最終的にはこういう言葉になるというところできております。現時点では、21日以降に、今月の21日以降に閣議決定の方向ということ聞いております。中身は従来言われている法案と全く変わりません、ので、この文案については変わりません。

それで、一つ問題点を一つだけ提案説明ということできさせて頂きたいと思うのですが、この相談、計画ということでもしその犯罪を突き詰めれば、その事前の相談、犯罪、計画をどういう内容の相談しているか、どういう中身の計画しているかということ、的確に掴まえなければなりません。具体的に何かやるとすれば、日常的に監視する、尾行する、盗聴する、それから今頻繁にやられておりますGPSでその操作もやるということが、これが法的に認められるということになります。既に、盗聴法はありまして、昨年も盗聴法が改正されて、電話事業者等が立ち会わなくても、裁判所が認めれば、警察は自由に今、実は盗聴出来ることになっております。

大変、今恐ろしい法案作りがこの共謀罪でよりなってくるということでもあります。テロ対策といっても、実は事前に武器を持って、それから危険な薬物を持って、事前に準備する、持つだけでも実は今犯罪で取り締まれます。この共謀罪、一般市民の事前の監視等をするという法律を作る必要は全く無い、ということ改めて私の方で付け加えて、趣旨説明と致します。

どうぞ、議員の皆さんの賛同を宜しくお願い致しまして、私の提案を終わります。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、第4号、発議第4号については、ついでには、原案のとおり決しました。

いいんだな。

(議長)

次に、日程第25、発議第5号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について、を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案についてはお手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第5号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第26、発議第6号、議員派遣について、を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については議長を除く議員全員による発議であります。従いまして、本案については、説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第6号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、発議第6号については、原案のとおり決しました。

(議長)

以上で、今定例会に付議された案件は、すべて議了致しました。従いまして、議会規則第7条の規定によって、本日で閉会することと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。従いまして、今定例会は、本日で閉会することに決定致しました。これで会議を閉じます。

(議長)

平成29年第1回江差町議会定例会を閉会致します。

大変ご苦勞様でした。

閉 会 11:00